

CONTENTS

- 1 はじめに/ Introduction
- 2 新行政規制とコンプライアンス手続きに関して
- 3 2026年2月、3月に発出された主な法令情報（2月15日～3月14日）/
- 5 ご案内

Introduction

インドネシアでは、2026年のレバラン（Idul Fitri）期間中に約1億4,755万人が移動し、観光支出も約Rp19.86兆に達したとされており、例年以上に人の移動と消費活動が活発化しました。このような大型連休を経て、企業活動も通常の運営へと移行する時期を迎えています。

また、多くの企業においては、事業年度終了後の対応として、株主総会（RUPS）の開催や年次報告書の作成・承認といった手続きが進められる時期でもあり、会社としての法務・コンプライアンス体制について実務上の対応が求められます。

本ニュースレターでは2025年12月に施行された新行政規制とコンプライアンスに関する手続きについてご紹介します。

また、2026年2、3月に発出された最新法令の一部に関してもご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、村瀬 yoshiyam@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

新行政規制とコンプライアンス手続きに関して

2025年12月17日、インドネシア法務人権大臣令2025年第49号（以後、「新規則」といいます）が施行され、定款変更や会社設立、解散などの手続きについて改めて、規定されています。新規則では、定款や会社データの修正に際して行政審査が加わることが規定されており、従来と比較して審査プロセスの長期化が見込まれます。そのため、手続きにあたっては、あらかじめ余裕を持ったスケジュール管理が必要となります。また、年次報告義務や実質的支配者（Beneficial Owner）に関する報告義務に関する手続きがより厳格化され、事業を円滑に進めるためにも、より一層コンプライアンス体制の整備が重要になります。

1. 年次報告義務

会社法2007年第40号（以下、「会社法」といいます）において、取締役は、監査役会による審査を経た後、会社の事業年度終了から最長6か月以内に、年次報告書を株主総会に提出しなければならないことが規定されていますが（会社法第66条）、本手続きに加えて、新規則では、年次報告書に対する株主総会の承認は、公正証書に記載されなければならないとされ、株主総会による年次報告書の承認は、公証人を通じて取締役が公正証書の署名日から起算して最長30日以内に法務人権大臣へ提出しなければならないことが規定されています（新規則第16条）。なお、当該年次報告書の提出は、SABH（法人管理システム）を通じてオンライン上で行います（同条）。また、年次報告書には、以下の内容が記載されなければならないことが規定されています（同条）。

- a. 財務諸表（少なくとも、前年度比較付きの貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、資本変動計算書）
- b. 会社の事業活動に関する報告
- c. 社会的責任および環境責任の実施に関する報告
- d. 当該事業年度において会社の事業活動に影響を及ぼした重要な事象の概要
- e. 当該事業年度において監査役会が実施した監督業務に関する報告
- f. 取締役および監査役会の構成員の氏名
- g. 当該事業年度における取締役および監査役の報酬および手当

2. 罰則

有限責任会社が年次報告の提出義務を怠った場合、または提出期限を超過した場合には、行政制裁として書面による警告が付されます。当該警告は、SABH のオンラインシステム上または登録された電子メールを通じて通知されます。当該通知を受領したにもかかわらず、受領日から 30 日以内に義務が履行されない場合、当該会社は SABH へのアクセスが停止され、登記変更や役員変更等の各種会社手続を行うことができなくなります（新規則第 18 条）。

アクセス停止の制裁を受けた場合には、アクセス停止解除の申請を行うことで、再度アクセスすることが可能です。停止解除の申請は、オンライン上で所定のフォームを入力し、年次報告書をアップロードすることで行うことができます（新規則第 19 条）。

3. 実質的支配者(Beneficial Owner)報告義務

実質的支配者 (Beneficial Owner) の報告義務に関しては、新規則の制定以前においても、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策の一環として、規定されてきました（マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策のため、法人の実質的支配者を把握・特定する制度に関する大統領令 2018 年第 13 号（以下、「大統領令 2018 年第 13 号」といいます）第 3 条）が、具体的な報告手続きや運用については十分に整備されていませんでした。新規則では、当該報告の手続きについてより具体的に規定され、会社設立時、実質的支配者の変更時に関連する書類として、a) 取締役から公証人への実質的支配者についての情報提出に関する委任状、b) 実質的支配者の氏名を記載した取締役の宣誓書、c) 実質的支配者本人の同意書の提出が必要となりました（新規則第 6 条）。なお、会社における実質的支配者の定義として、以下のいずれかの基準を満たす個人と規定されています（大統領令 2018 年第 13 号第 4 条）。

- a. 定款に基づき、25%を超える株式を保有する者
- b. 定款に基づき、25%を超える議決権を有する者
- c. 年間利益の 25%を超える利益配分を受ける者
- d. 取締役または監査役の任命、交代または解任の権限を有する者
- e. 他者の承認を要することなく、会社に対して影響力または支配力を行使できる者
- f. 当該会社から利益を享受する者
- g. 株式保有に係る資金の真の所有者である者

実質的支配者に関する報告義務については、年次報告義務のような明確な行政制裁が詳細に規定されているわけではありません。しかし、当該義務を怠った場合には、会社設立や各種届出、ライセンス関係等の行政手続きが進まなくなる可能性があり、形式的な義務にとどまらず、実務上の前提条件として機能している点に留意が必要です。会社設立を検討している場合もしくは、実質的支配者に変更がある場合には、当該手続きへの適切な対応が求められます。

2026 年 2 月～3 月に発出された主な法令情報(2 月 15 日～3 月 14 日) / Major updates on Legislations in February ~ March 2026 (February to March)

Official Extraordinary Gazette Notification, other Circulars and Court decisions

Issue Date	Title	Issuing Ministry
19-Feb	Income Tax Article 21 on Income Received and/or Earned by Apprenticeship Participants Who Are Graduates of Higher Education Institutions Borne by the Government for Fiscal Year 2026 2026 年度における大学卒業生インターンの所得に対する所得税 (PPh21) を政府が負担する制度に関する財務大臣令 2026 年第 6 号	Ministry of Finance
19-Feb	Revocation of the Regulation of the Minister of Manpower in the Field of Placement and Protection of Indonesian Migrant Workers インドネシア人海外労働者の配置および保護に関する労働大臣令の廃止に関する労働大臣令 2026 年第 2 号	Ministry of Public Works
19-Feb	Ministerial Regulation on the Indonesia Smart Program (PIP) for Higher Education 高等教育向け奨学支援制度 (Indonesia Pintar Program) に関する高等教育・科学技術大臣令	Minister of Higher Education, Science, and Technology
23-Feb	Regulation of the Minister of Law of the Republic of Indonesia Number 5 of 2026 On Trademark Registration On Trademark Registration 商標の出願・登録手続に関する法務大臣令 2026 年第 5 号	Ministry of Law
23-Feb	Regulation of the Financial Services Authority of the Republic of Indonesia Number 2 of 2026 on Mutual Funds in the Form of Collective Investment Contracts Whose Units Are Traded on the Stock Exchange with Underlying Assets in the Form of Gold 金を基礎資産とし、証券取引所で取引される受益証券を有する集団投資契約型投資信託に関する金融サービス庁規則 2026 年第 2 号	Financial Services Authority
23-Feb	Regulation of the Financial Services Authority of the Republic of Indonesia Number 1 of 2026 on the Employment of Foreign Workers and Knowledge Transfer Programs by Commercial Banks 商業銀行による外国人労働者の使用および知識移転プログラムに関する金融サービス庁 (OJK) 規則 2026 年第 1 号	Financial Services Authority
25-Feb	Regulation of the Minister of Agrarian Affairs and Spatial Planning / Head of the National Land Agency of the Republic of Indonesia number 3 of 2026 on Land Valuation 土地評価に関する農地・空間計画大臣/国家土地庁長官令 2026 年第 3 号	Minister of Agrarian Affairs and Spatial Planning/National Land Agency
27-Feb	Regulation of the Minister of Finance of the Republic of Indonesia number 8 of 2026 on Amendments to Minister of Finance Regulation No. 228/PMK.03/2017 concerning the Types of Data and Information and the Procedures for Submitting Data and Information Related to Taxation 税務に関連するデータおよび情報の種類の詳細並びにその提出手続に関する 2017 年財務大臣令第 228/PMK.03/2017 号の改正に関する財務大臣令 2026 年第 8 号	Ministry of Finance
4-Mar	Regulation of the Minister of Youth and Sports of the Republic of Indonesia Number 4 of 2026 on Amendments to Minister of Youth and Sports Regulation No. 10 of 2023 concerning Procedures for Granting Recommendations for Proposals to Confer Indonesian Citizenship upon Foreign Athletes and Foreign Sports Personnel 外国人アスリートの帰化 (国籍取得) プロセスに関するルールの改正 2026 年第 4 号	Ministry of Youth and Sports

5-Mar	Regulation of the Minister for the Protection of Indonesian Migrant Workers /Head of the Indonesian Migrant Workers Protection Agency of the Republic of Indonesia number 2 of 2026 on Procedures for the Placement of Indonesian Migrant Workers by Placement Implementing Agencies 配置実施機関によるインドネシア移住労働者の配置手続に関するインドネシア移住労働者保護庁長官令 2026 年第 2 号	Ministry of Indonesian Migrant Workers
10-Mar	Regulation of the Minister of Public Works of the Republic of Indonesia Number 5 of 2026 on the Implementation of Electronic-Based Government Systems 電子ベース政府システムの導入に関する公共事業大臣令 2026 年第 5 号	Ministry of Public Works
11-Mar	Regulation of the Minister of Transportation of the Republic of Indonesia Number PM 3 of 2026 on Amendments to Minister of Transportation Regulation No. PM 59 of 2021 concerning the Operation of Business Services Related to Water Transportation 水域における輸送に関連するサービス事業の実施に関する 2021 年運輸大臣令 PM 第 59 号の改正に関する運輸大臣令 2026 年第 3 号	Ministry of Transportation

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドネシアの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 現地法人、駐在員事務所を設立したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

レバランの時期には、多くの人々が帰省によりそれぞれの故郷へ戻るため、ジャカルタ市内は普段の喧騒が嘘のように落ち着いた雰囲気になります。交通量も大幅に減少し、普段であれば渋滞が常態化している主要道路もスムーズに移動できるなど、日常とは異なる静けさがあります。また、商業施設やオフィスの稼働も一時的に落ち着くことから、街全体がゆったりとした空気に包まれ、普段とは異なるジャカルタの一面を感じることができる時期でもあります。



本稿は、2026年4月15日現在の情報に基づきます。

PT TNY Consulting Indonesia

Address: Wisma Keiai, Lantai 2, Jl. Jenderal Sudirman No.Kav. 3,

Email: info@tnygroup.biz/ Phone: 081398848290

URL: <https://www.tny-indonesia.com/>



HP



Facebook



LinkedIn